

議案第27号

守口市自転車の安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案

守口市自転車の安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市自転車の安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

守口市自転車の安全利用の促進に関する条例（平成27年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>（自転車利用者の責務）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、自転車利用者<u>のうち65歳以上</u>のものは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>（自転車利用者の責務）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。